

第四期

宮城県イノシシ管理計画
(案)

令和4年4月 1日から

5年間

令和9年3月31日まで

令和4年3月

宮 城 県

目次

1	計画策定の目的及び背景	- 1 -
2	管理すべき鳥獣の種類.....	- 2 -
3	計画の期間	- 2 -
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	- 2 -
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	- 2 -
	(1) 現状.....	- 2 -
	(2) 管理の目標	- 7 -
	(3) 目標を達成するための基本的な考え方	- 7 -
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項.....	- 8 -
	(1) 個体数管理及び生息域拡大防止の考え方.....	- 8 -
	(2) 個体数管理の方法.....	- 8 -
	(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	- 11 -
7	被害防除対策.....	- 12 -
8	生息地の適正管理.....	- 12 -
9	資源活用及び残さの適正処理	- 13 -
10	その他管理のために必要な事項	- 13 -
	(1) 感染症対策の実施.....	- 13 -
	(2) 広域連携.....	- 14 -
	(3) 調査研究.....	- 14 -
	(4) 計画の検証	- 15 -
	(5) 計画の推進体制	- 15 -
	資料編	- 21 -

1 計画策定の目的及び背景

本県では、縄文時代の貝塚などからイノシシの遺骸やイノシシを模した動物形土製品が出土されるなど古くはイノシシが県内全域に生息していたと見られるが、明治期に西洋から導入したブタによる豚熱の蔓延によりイノシシは死滅し、長らく生息の空白域とされていた。

1978年(昭和53年)の「自然環境保全基礎調査」(環境庁)では、イノシシの生息域は丸森町を中心とする本県南部が北限とされ、県内における生息域・被害地域も限定的なものであったが、近年は、生息域及び農業被害地域は、仙台市を中心とする県中部にまで拡大し、農作物(タケノコ、シイタケ等を含む。以下同じ。)に深刻な打撃を与えるようになった。

このような中、平成20年度に仙台市・白石市・角田市・蔵王町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町の11市町を計画対象区域とし、その他市町村を警戒区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)に基づく「宮城県イノシシ保護管理計画」(以下「第一期計画」という。)を策定し、対策を講じてきた。

被害地域では、柵の設置や鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止目的での捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)・数の調整を目的とした捕獲(以下「個体数調整」という。)などの防除対策を実施し、被害軽減に努めてきたが、生息数が減少するまでには至っていないと見られ、生息域は県北部にまで拡大していて、農業被害額も減っていない状況にあった。

このため、第一期計画の計画対象区域に名取市、岩沼市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、大衡村、色麻町及び加美町の9市町村を追加して重点区域とするとともに、狩猟期間の更なる延長や県による個体数調整のための捕獲、若年層を対象とした狩猟者養成講座の開講等の取組を行い、イノシシを適正に保護管理することにより、農業被害の軽減と人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として、鳥獣保護法に基づく「第二期宮城県イノシシ保護管理計画」を平成25年3月に策定した。

その後、イノシシやニホンジカ等による自然生態系への影響や農林水産業被害が深刻化していること、及び狩猟者が減少、高齢化していることなどを背景として、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法第46号。)が公布され、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。)に変更されたこと、並びに環境省がイノシシを集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(指定管理鳥獣)に定めたことに伴い、県においても、県内に生息するイノシシをその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)に位置付け、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、「第二期宮城県イノシシ保護管理計画」を「第二期宮城県イノシシ管理計画」(以下「第二期計画」という。)に改定した。また、法により指定管理鳥獣捕獲等事業が創設され、県が指定管理鳥獣の捕獲等の事業の実施ができることとなったことから、平成27年度にイノシシの捕獲事業等を実施した。

その後もイノシシの農業被害額は増加しており、平成26年度には1億円を超えた。また、生息密度が低い段階にある県北部において、イノシシの捕獲数が増加しており、生息地が拡大していると考えられることから、第二期計画に引き続き、「第三期宮城県イノシシ管理計画」

1 (以下「第三期計画」という。)を平成29年3月に策定した。

2 第三期計画では年間5,600頭の捕獲を目標として取り組んできた結果、計画初年度の
3 平成29年度は7,179頭を捕獲したほか、平成30年度は10,074頭、令和元年度
4 は10,791頭、令和2年度は12,837頭と、目標を大きく超える捕獲数を達成した。
5 しかしながら、農業被害額は高い水準で推移し、推定生息数も依然として増加傾向にあるほ
6 か、県沿岸部でもイノシシの捕獲が確認されるなど、生息域が県全体に拡大していると考え
7 られる。

8 そのため、第三期計画に引き続き、その生息数を適正な水準に減少させるとともに、その
9 生息地を適正な範囲に縮小させるため、「第四期期宮城県イノシシ管理計画」を策定するもの
10 である。

11 12 2 管理すべき鳥獣の種類

13 イノシシ (Sus scrofa)

14 15 3 計画の期間

16 計画の期間は上位計画である、第13次鳥獣保護管理事業計画の対象期間との整合性を図
17 るため、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とする。ただし、計画の期
18 間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動が生じた場合には、計画の見直し等
19 を行う。

20 21 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

22 県内全域を対象とする。また、下記のとおり重点区域、警戒区域に区分する(図-1)。

23 ◎ 重点区域(28市町村)

24 イノシシの生息や被害が確認されており、被害防除対策を重点的に実施すべき地域
25 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大
26 崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理
27 町、山元町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町

28 29 ◎ 警戒区域(7市町)

30 イノシシの生息や被害が殆ど確認されていないが、生息域拡大を防止する必要がある
31 ことから、目撃情報やイノシシの痕跡などの情報を収集するとともに、生息が確認され
32 た場合には速やかに対策を実施すべき区域。

33 塩竈市、多賀城市、東松島市、七ヶ浜町、涌谷町、美里町及び女川町

34 35 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

36 (1) 現状

37 イ 生息環境

38 (イ) 地形

39 本県は、東北地方の東南部に位置し、東部は太平洋に面し、海岸線は中央部の

1 牡鹿半島を境として、北は複雑なリアス式海岸、南は松島湾を除き単調な砂浜海
2 岸となっている。

3 西部は蔵王、船形山、栗駒山など1,000mを越える諸峰を有する奥羽山脈
4 が連なり、北東部は北上山地の南端に、南東部は阿武隈山地の北端に位置し、高
5 原状の山地を有する。

6 中央部には有数の穀倉地である仙台平野が広がり、山々の周辺から平野部にか
7 けては、いわゆる里山と呼ばれる丘陵地帯が広く分布している。

8 (ロ) 気候

9 本県の気候は、太平洋側気候のうち東日本型の三陸・常磐型気候区に属し、夏
10 は高温で比較的雨が多く、冬は晴れた日が続き低温で雨が少ない。東北地方の中
11 では比較的温暖な気候といえる(表-1)。

12 (ハ) 森林

13 本県の森林面積は、414,797haで県土面積の57%を占め、全国平均
14 の67%を下回っている。所有形態別では、民有林が283,909ha(森林
15 面積の68.4%)で、国有林が130,889ha(森林面積の31.6%)
16 である。

17 人工林面積は198千haで、森林面積の47%(人工林率)を占め、全国平
18 均41%を上回っている。

19 (「みやぎの森林・林業のすがた(宮城県水産林政部)」令和2年度版より)

20 (ニ) 耕作放棄地

21 本県の平成27年の耕地面積(田畑計)129,400haのうち、耕作放棄
22 地の面積は11,692haとなっており、耕作放棄地率は9.0%となってい
23 る(表-2)。

24 このような平地での耕作放棄地の増大は、本来、平野の生き物とされるイノシ
25 シに恰好のエサ場や隠れ場を提供することになるものと考えられる。

26 (2015年農林業センサスより)

27
28 ロ 生息動向及び捕獲状況

29 (イ) 生態及び食性

30 イノシシの基本的な社会単位は、子を連れた成獣メスの母系的グループ、単
31 独成獣オス、生殖に参加しない若齢オスのグループの3タイプである。母系的グル
32 ープは成獣メスと1歳以下の子からなる基本的な母子グループが最も多く、血縁
33 関係にあると考えられる複数の成獣メスとそれらの子からなる複母子グループが
34 形成されることもある。ただし、成獣についていえば、雌雄ともに単独型の社会
35 を持つといえる。

36 イノシシは特定の縄張りを持たない。複数の群れが同一地域を利用することも
37 可能であるが、成獣メス同士の闘争や成獣メスが他の群れの子を襲う行動も認め
38 られている。また、人の活動等の影響で夜間あるいは朝夕の薄暮期に活動するこ
39 とが多いが、危険がないことが分かれば、日中も活発に活動する。

1 イノシシは基本的に年1産で、交尾期は晩秋～冬である。発情メスを見つける
2 と、オスはメスに寄り添い、他のオスが近づいた時はこれを排除しようとする。
3 弱いオスは追い払われメスを失うが、強いオスはメスと交尾後、次の発情メスを
4 探して移動し、再び交尾をする。従って、イノシシはある種の一夫多妻型といえ
5 る。

6 妊娠期間は約120日で、通常春から初夏に出産する。ただし、春の出産に失
7 敗した場合や出産した子を失った場合は、交尾期と異なる時期に再度発情が起こ
8 り、秋頃に出産することがある。また、性成熟の早いメスが1歳の春から初夏に
9 発情・交尾し、秋に出産する場合もある。兵庫県の捕獲個体分析結果からは産子
10 数の幅は1頭～7頭で、4頭が最も多い。

11 食性については、近畿地方や西中国山地の個体群で行われた研究では、春期(5、
12 6月)にタケノコを、夏～初秋期(7～9月)に双子葉植物を最も多く採食し、
13 秋期(10～3月)に果実(主に堅果類)及び根・塊茎の採食比率が高かった。
14 なお、動物質(両生類、甲殻類、腹足類等)の占有率は季節によらず低く、出現
15 頻度は季節的に変化するが植物質に比べて低いことが報告されている。

16 成獣は1m以上の跳躍力を持ち、鼻で50～60kgの重さを簡単に持ち上げる
17 ことができ、幼獣は15cmの格子を通り抜け、成獣は20cm程度の高さの
18 隙間を潜り抜けることもできる。

19 (ロ) 生息分布

20 全国的なイノシシの調査としては、昭和53年度に第2回自然環境保全基礎調
21 査、平成15年度に第6回自然環境保全基礎調査が実施されている。また、平成
22 30年度までに野生鳥獣情報システムで収集された捕獲位置情報等をもとにした
23 分布域を基準とし、新たに拡大した分布域について令和2年度に調査が実施され
24 ている。令和2年度に実施された調査によると、これまでイノシシの分布の空白
25 地帯とされていた積雪地域(東北地方や北陸地方では明治期以前には生息が確認
26 されている)や島嶼部でも生息が確認され、平成30年度の分布域は昭和53年
27 度と比較すると約1.9倍に拡大し、青森県、秋田県、岩手県、山梨県等これま
28 まで目撃や捕獲が少なかった地域でも、目撃や捕獲がされている(図-2)。

29 県内の分布状況であるが、上記調査において県内分布域が拡大していることが
30 確認されたほか、農業被害が報告された市町村も平成3年度は角田市・丸森町・
31 亘理町の3市町であり、生息域も当該地域やその周辺だったと推察されるが、そ
32 の後、県南部から仙台市等の県央部、そして県北部においても被害が確認されて
33 いる状況にある(図-3～9)。

34 (ハ) 生息数

35 イノシシは、個体数変動が激しく生息数の的確な把握は困難であるが、県では
36 平成30年度以降、階層ベイズ法を用いてイノシシの生息数推定を行ってきた。

37 推定の結果、令和2年度末時点では32,485頭(95%信頼区間
38 14,789～187,129頭)のイノシシが県内に生息しているとみられて
39 いる(表-3、図-10)。

1 なお、本試算は推定幅が非常に大きいことから、計画期間中も推定方法の改善
2 と精度向上に努めることとし、生息数については、今後実施予定の生息数調査の
3 都度見直しを行うこととする。

4 (二) 本県のイノシシの遺伝的特性

5 平成19年度から23年にかけて実施してきた遺伝子解析により、宮城県のイ
6 ノシシは、仙台市、川崎町及び蔵王町を主な分布域とする県中部の集団と、亶理
7 町、角田市、白石市及び丸森町を主な分布域とする県南部の集団に分かれること
8 が示されている。県南部のイノシシは、福島県のイノシシと同一集団に属すること
9 が確認された。一方、仙台市を主な分布域とする県中部のイノシシの一部は、
10 山形県のイノシシと遺伝子組成が類似している。山形県のイノシシは上山市を境
11 にして、南北で大きく異なる。これらを勘案すると、仙台市西部から山形県村山
12 地域へと集団が進出していることが考えられる。

13 家畜ブタとの交雑の可能性については、イノシシ集団に対する家畜ブタの遺伝
14 子浸透の状況を調査した。その結果、交雑の形跡はあるものの、母集団（イノシ
15 シ集団）への戻し交配により、ブタ遺伝子の割合は5%以下になっていることが
16 確認された。

17 (ホ) 捕獲状況

18 昭和47年度以前は県内でイノシシが捕獲されることはほとんどなかったが、
19 昭和48年度から昭和56年度までにかけては10頭前後捕獲されるようになり、
20 昭和57年度から平成7年度までにかけては30～50頭前後捕獲されるようにな
21 った。平成8年度に始めて100頭を超えると、平成10年代以降に捕獲頭数は
22 急増した。平成20年度に1,000頭を超えると、平成22年度は
23 2,000頭、平成25年度は5,000頭を超え、平成30年度以降は
24 10,000頭以上を捕獲するまでに至り、令和2年度の捕獲数は12,837
25 頭となっている（表-4、図-11～17）。

26 また、イノシシは平成7年度頃までは主に狩猟により捕獲されてきたが、平成
27 8年度頃から有害鳥獣捕獲が徐々に増加し、平成21年度からは、第一期計画に
28 基づく個体数調整が行われるようになった。平成24年度以降は、有害鳥獣捕獲
29 と個体数調整による捕獲数の合計が狩猟による捕獲数を上回るようになり、捕獲
30 の目的が農作物被害軽減のための捕獲へと変化したと考えられる。

31 なお、県は平成23年度から平成26年度まで生息域拡大を防止する観点から
32 県北部においてみやぎ環境税を活用して個体数調整を実施したほか、平成27年
33 度からは国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用している。また、生息域拡大に伴っ
34 て捕獲される区域も拡がりを見せ、令和2年度に有害鳥獣捕獲、個体数調整及び
35 指定管理鳥獣捕獲等事業によるイノシシの捕獲実績があった市町村は28に上る
36 （表-5）。

37 捕獲方法については、令和2年度の指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲実績
38 （3,194頭）及び出猟カレンダーの分析が可能であった狩猟捕獲実績
39 （1,060頭）の内訳を調べたところ、最も捕獲数が多かったのが箱わなで

1 2, 3 4 2頭 (5 5%), 次いでくくりわなの1, 4 8 5頭 (3 5%) であった (表
2 - 6, 図- 1 8 ~ 2 0)。

3 4 ハ 被害及び被害防止状況

5 (イ) 被害状況

6 本県の農業被害額は平成19年度に9, 0 0 0万円を超えたがその後減少し,
7 5, 0 0 0万円程度で推移していた。東日本大震災以降, 沿岸部の一部市町村に
8 において被害が把握できないという状況が続いていたが, 震災からの復旧・復興が
9 進み, 平成25年度から全ての市町村で被害状況の把握が可能となった。

10 イノシシによる被害額は増減を繰り返しながらも全体として増加傾向にあり,
11 平成24年度までは3, 0 0 0万円前後で推移していたが, 平成25年度に急増
12 し7, 0 0 0万円を超え, 平成26年度に1億円を超えると, 近年は1億円前後
13 の被害額で推移している。また, 獣類被害全体に占めるイノシシの割合は最も高
14 く, ここ数年は獣害全体被害額の6割から7割がイノシシによる被害となってい
15 る (表- 7, 図- 2 1)。

16 被害作物は, 稲, いも類, 野菜, 飼料作物など多岐にわたるが, 中でも稲の被
17 害がイノシシ被害額の全体に占める割合が高い (図- 2 2 ~ 2 3)。

18 (ロ) 被害防止状況

19 防護柵等の設置については, 個人単位の小規模なもので必ずしも設置された柵
20 等が完全に機能していない状況が見受けられるものの, 一部市町村においては地
21 区や集落単位といった大規模なものを設置することにより, 高い効果を上げてい
22 る。一方で, 防護柵の整備が不十分な地域に被害が移るといった傾向が見られるた
23 め, 同時に周辺対策を考える必要がある。また, センサーライトの設置や, イノ
24 シシの餌となる廃棄野菜や生ゴミを適正処理するよう働きかけを実施している。

25 (ハ) 狩猟者の推移

26 県内の狩猟免許所持者数 (法第39条第1項に規定する狩猟免許を受けた者の
27 数をいう。) は, ピークである昭和40年代は11, 0 0 0人前後であったが, そ
28 の後は減少の一途をたどり, 平成24年度には2, 3 7 9人まで減少し, ピーク
29 時の4分の1以下となった。近年は, 免許取得に対する行政の支援や農家等によ
30 る自衛のため, 狩猟免許所持者は増加に転じており, 令和2年度は平成24年度
31 から1, 3 6 0人増の3, 7 3 9人まで狩猟免許取得者が増加し, 年齢構成もわ
32 ずかながら60歳未満の割合が高まっているものの, 新たな狩猟免許取得者の大
33 半はわな免許所持者である。銃猟免許所持者は過去最低水準にあり, イノシシを
34 含む大型獣の止めさしが可能な捕獲の担い手は依然として不足しており, 有害鳥
35 獣捕獲隊の編成に苦慮する状況が続いているため, 今後の野生生物の保護管理に
36 支障が生じることが懸念される (表- 8, 図- 2 4 及び2 5)。

1 (2) 管理の目標

2 イ 管理地域区分

3 野生鳥獣の管理単位は本来、地域個体群を基本とするものであるが、令和2年度の
4 イノシシ捕獲位置は県南部が中心であるものの、内陸部は県北部まで広範囲で捕獲実
5 績があるほか、数年前からは沿岸部でも目撃情報や捕獲実績がある。

6 捕獲位置の拡大状況を勘案すると、これらの個体群は基本的に県南部から生息域を
7 拡大してきており、連続的に分布しているものと考えられることから、地域個体群の
8 区分は設定しない。

9
10 ロ 管理の目標

11 イノシシによる農業被害の軽減及び生息数の減少を管理の目標とする。

12 (イ) 農業被害の軽減

13 農業被害額を指標とし、令和8年度末時点で、第三期計画期間の4年間（平成
14 29年度から令和2年度）の平均被害額である9,433万円から3割減となる
15 6,600万円を目標とする。

16 (ロ) 生息数の減少

17 推定生息数を指標とし、令和8年度末時点で平成23年度末時点の推定生息数
18 から半減となる16,500頭を目標とする。

19 目標を達成するための年間捕獲目標については、第二期計画では計画策定当時
20 の推定生息数から試算した将来予測に基づいて5,600頭としていたが、計画
21 開始前の平成28年度時点で捕獲数は既に捕獲目標を超える8,330頭となり、
22 令和2年度には12,837頭となったにも関わらず推定生息数は増加傾向とな
23 り、管理計画で定めた捕獲目標及び管理目標と捕獲実績の乖離が著しく大きくな
24 った。

25 イノシシは自然増加率が高く、環境変化により生息頭数の年変動が大きいとい
26 う特徴を有することから、管理の目標の達成に向けて、科学的知見を踏まえなが
27 ら一定のサイクルで目標の達成状況を評価・検証し、順応的かつ適切に見直す必
28 要がある。このため、管理の目標を達成するための年間の捕獲目標頭数について
29 は、最新の生息数推定結果に基づいた将来予測等に基づき、県が作成する年度ご
30 との実施計画書において定めることとする。

31
32 (3) 目標を達成するための基本的な考え方

33 イノシシは、自然条件下において、農業被害のない状態で維持できることが重要であ
34 る。しかし、中山間地域の高齢化等による耕作放棄地の増大や温暖化による死亡率の低
35 下などにより、拡大したイノシシの生息域が人間の生活圏と重なり合ってきて多大な農
36 業被害をもたらすに至っている。

37 目標を達成するための方策としては、高い捕獲圧(鳥獣を捕獲する際の捕獲作業努力)
38 による個体数低減と生息域縮小を図ること、イノシシの生態に則した防護柵等の被害防
39 除対策を実施すること、並びに生息地の適正管理を実施することが必要である。ただし、

1 イノシシによる被害を減少させるためには、捕獲による個体数の調整が有効であるもの
2 の、捕獲のみでは被害を軽減することは困難であり、防護柵の設置や農地に出現しにく
3 い生息地の適正管理を総合的に実施することが重要である。

4 このため本計画では、イノシシの生息密度の低減に向け、狩猟等による捕獲圧を高め
5 るほか、農業部局による農作物被害軽減のための被害防除対策及び生息地の適正管理の
6 推進により、農業被害の軽減に向けた総合的な取組みを実施することとする。また、継
7 続的なモニタリング調査を実施し、計画の達成状況等の検討及び評価を行い、イノシシ
8 管理計画に反映（フィードバック）させていくこととする。

9 10 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

11 (1) 個体数管理及び生息域拡大防止の考え方

12 イノシシの生息域は拡大を続けており、狩猟をはじめ高い捕獲圧をかけていく必要が
13 ある。このため、狩猟期間の延長等により狩猟による捕獲圧をさらに高めるとともに、
14 有害鳥獣捕獲、個体数調整捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業を推進するなど、生息域の
15 拡大防止や個体数の低減を図ることとする。特に、警戒区域については、極力イノシシ
16 の生息しない状況にすることを目的とし、積極的に捕獲して生息域拡大防止に努めるも
17 のとする。

18 個体数調整については全県的に実施することとし、県・市町村が策定するイノシシ管
19 理事業実施計画に基づき実施する。また、個体数調整の捕獲許可権限が県から移譲され
20 ていない市町村にあっては、有害鳥獣捕獲を積極的に活用するものとする。

21 22 (2) 個体数管理の方法

23 イ 狩猟期間の延長

24 狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、重点区域のイノシシの狩猟期
25 間を延長し、11月1日から3月31日までとする。第三期計画期間までは狩猟捕獲
26 数のうち20%程度が延長期間中に捕獲されており、狩猟期間を更に延ばすことによ
27 って狩猟捕獲数の増加が期待できる（表－9）。

28 なお、延長期間となる11月15日以前は紅葉狩りやキノコ狩りの行楽客等が入山
29 者がいることや、2月中旬以降も山菜取り等で入山者がいるなど、山野等での人の
30 活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う。

31 32 ロ 特例休猟区の活用

33 平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が
34 指定される場合は、関係機関の合意の下、イノシシの狩猟ができる区域に指定するも
35 のとする。

36 37 ハ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用

38 令和3年度時点で、県内には3箇所の「狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域」
39 が令和6年10月31日までの期間で指定されているが、更に5年間の延長を行う。

1 また、岩出山鳥獣保護区については、令和4年11月1日から5年間、「岩出山狩猟鳥
2 獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域」への指定変更を行う（表－10）。

3 それ以外の鳥獣保護区についても、イノシシによる被害が確認されている鳥獣保護
4 区については、市町村等、関係機関と調整の上で、指定変更を行うことを検討する。

5 6 ニ 鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進

7 重点区域においては、捕獲圧を高めるために狩猟のみではなく、市町村による有害
8 鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していくとともに、市町村と調整の上で、県が
9 鳥獣の数の調整の目的で指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を行う。また、警戒区域
10 においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場
11 合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても、積極的に
12 予察による有害鳥獣捕獲を行うほか、市町村と調整の上で指定管理鳥獣捕獲等事業の
13 実施を検討し、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。

14 15 ホ 狩猟者の確保・育成

16 県内の狩猟免許所持者数は、近年は増加に転じ、年齢構成もわずかながら若齢化が
17 進んでいるものの、依然としてイノシシのような大型獣の捕獲を行える狩猟者は不足
18 している状況にあることから、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休
19 日開催や試験会場の複数化を実施する。また、有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事
20 業の担い手となり得る狩猟者確保のため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を
21 対象とした狩猟者育成講座や、狩猟免許を取得して間もない狩猟者の技能向上のため
22 の講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図る。

23 さらに、市町村職員自らが有害鳥獣捕獲の担い手となる際に猟銃購入経費を補助す
24 るなど、市町村が実施する対策への支援を行う。

25 その他、本県におけるイノシシの捕獲はわな猟によるものが主流であるが、わなの
26 見回りや箱わなへの給餌などが負担になっている。捕獲を推進していくためには、捕
27 獲効率の向上や捕獲にかかる労力の負担軽減などが重要であることから、ICTを活
28 用したわな等、先進的な捕獲技術の実証及び効果検証や、捕獲技術向上の研修会等の
29 開催等を通じ、狩猟者の捕獲技術向上を図ることとする。

30 31 ヘ 農地周辺での捕獲圧の強化

32 イノシシによる農業被害の抑制を図るため、農地周辺での捕獲圧を強化し、農業被
33 害につながる加害個体の捕獲に努めるものとする。また、有害鳥獣捕獲隊による指導、
34 助言及び「止めさし」行為の確保が可能な対象区域においては、わな猟免許を取得し
35 た農業者等による自己の耕作地及びその周辺地における有害鳥獣捕獲や個体数調整を
36 認めるなど、自己防衛体制整備を図ることとする。さらに、有害捕獲や個体数調整に
37 関して、一定条件のもとに従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含
38 むことができる、という制度の活用を図り、地域ぐるみによる捕獲を推進するもの
39 とする。

1 農地周辺は人々の生活の場でもあることなどから、人的事故を防止することを最優
2 先し「箱わな」の使用を推進する。

3 なお、エサとなる農作物が豊富な耕作期にあつては「箱わな」による捕獲効率の低
4 さが指摘されていることから、捕獲効率の高い「くくりわな」や「銃器」の使用も必
5 要であるが、その使用に当たっては集落や通学路、観光地等の周辺環境や山菜採りで
6 の山野へ人が入り込む状況など地域の実情を十分把握しつつ、危険防止を徹底した上
7 で「箱わな」との併用を図るものとする。

8 9 ト 錯誤捕獲の対応

10 本県ではイノシシの捕獲数増加に伴いツキノワグマ等の錯誤捕獲も急増している。
11 ツキノワグマ等の錯誤捕獲の可能性のある地域においては、錯誤捕獲の発生の予防と
12 錯誤捕獲時に想定される状況に応じた体制を整備することとし、以下の取組を行うよ
13 う努めるものとする。

14 なお、人身被害発生の恐れがあるなど、やむを得ず捕殺する場合は捕獲許可等の手
15 続を行うものとする。また、特別天然記念物であるカモシカについては、必要に応じ
16 て文化財保護法の許可手続等を行うものとする（表－11）。

17 (イ) 錯誤捕獲の未然防止

18 イ) ツキノワグマの生息が確認されている地域（以下「クマ生息域」という。）で
19 イノシシ等を捕獲するためのくくりわなを設置する場合、捕獲効率向上のため
20 にエサで鳥獣を誘引する行為は、ツキノワグマも誘引する恐れがあるため行わ
21 ないこととする（ただし、ツキノワグマを誘引する恐れがないエサを使用する
22 場合は、この限りではない）。なお、宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画に
23 おいて、輪の直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）が12cmを超
24 えるくくりわなの使用は原則として使用が禁止されているので留意すること。

25 ロ) くくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、当該箇所におけるく
26 くりわなの使用を中止するか、クマ類が錯誤捕獲されにくい形式のくくりわなに
27 変更する。

28 ハ) クマ生息域においてイノシシ等を捕獲するための箱わなを設置する場合は、
29 ツキノワグマが抜け出せるための脱出口が備えているものに限る。

30 ニ) 箱わな周辺にツキノワグマの痕跡が多数確認される等、箱わなのエサに誘引
31 されている可能性がある場合は、箱わなの移動や、葉菜類などツキノワグマを
32 誘引しにくいエサへの変更を行う。

33 (ロ) 錯誤捕獲発生時の対応

34 イ) ツキノワグマの錯誤捕獲が発生した市町村においては、日本哺乳類学会が示
35 している「クマ類の放獣に関するガイドライン」等を参考に、放獣体制の整備
36 について検討する。県においては、ツキノワグマの放獣が可能な民間事業者や
37 放獣費用に活用できる補助金等の情報提供を行うと共に、国有林や県有林での
38 放獣可能場所の選定について検討を行う。

39 ロ) 錯誤捕獲されたツキノワグマを捕殺処分した場合は、当該個体は部位にかか

1 わらず利用（自家消費を含む）は一切行わないこととし、適切に埋設もしくは
2 焼却処分を行う。

3 ハ） ツキノワグマ捕獲調書には、猟具の種類（箱わなの場合は脱出口の有無、く
4 くりわなであれば踏み板部分の形状（可能であればメーカー、型番等）を詳細
5 に記載するとともに、可能な限り写真に記録し、県に提出する。

6 (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

7 イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

8 イノシシによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内における
9 イノシシの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特
10 定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業
11 に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

12 13 ロ 実施期間

14 実施期間は第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めることとし、原則として期
15 間は1年以内とする。

16 17 ハ 実施区域

18 実施区域は、原則として宮城県内全域とする。ただし、実施期間ごとに、市町村と
19 調整の上で対象の地域を実施計画において定めるものとする。

20 21 ニ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

22 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基
23 づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数
24 等を過去の捕獲等の実績、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に
25 基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等につ
26 いても目標を定めることとする。

27 なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にす
28 るとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、できる
29 限り具体的に定めるものとする。

30 31 ホ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

32 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第
33 二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施期間が終了したときには指定管
34 理鳥獣捕獲等事業の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行う。また、
35 評価の妥当性について宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及び同ニホンジカ
36 部会の意見を聴いた上で指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成し、県自然保護
37 課ホームページで公表する。

1 へ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

2 宮城県

4 7 被害防除対策

5 イノシシによる農業被害を軽減させるためには、捕獲圧を高めて捕獲頭数を増やすだけで
6 は課題を解決できず、耕作地への侵入を防ぐ対策も重要である。また、適切な防除対策は農
7 地周辺に出没するイノシシの捕獲効率を高めることにつながる。

8 現在、県内でも電気柵や様々な資材を活用した防護柵の設置が行われているが、必ずしも
9 イノシシの生態を十分踏まえた上での設置ではなく、また、設置単位が個人を中心とした小
10 規模なもので被害を防ぎきれない状況にある。

11 このため、鳥獣部門と農業部門との連携や専門家や研究機関等の支援を受けて、イノシシ
12 の生態に則した効果的な農作物被害防除方法に関する情報の収集・普及に努めるほか、市町
13 村被害対策地域連絡会議等により、被害状況や対策内容の情報交換、研修等、市町村が行う
14 被害防止対策への取組の支援を行う。また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のた
15 めの特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」とい
16 う。）等の活用により、集落や地区単位での計画的な侵入防止柵等を支援する。

17 なお、被害が発生しているにもかかわらず、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を
18 未だ作成していない市町村に対しては、計画作成を促進するほか同法に基づく鳥獣被害対策
19 実施隊の編成を支援する。また、特に重点区域の市町村に対しては、各鳥獣被害対策協議会
20 が行う被害防止対策の連携を支援する。

21 さらに、農業については、普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するため、被害軽減
22 に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行い、林業については、
23 林業普及指導員等による被害防除技術の情報提供・普及に努める。

24 25 8 生息地の適正管理

26 イノシシ管理における最大の焦点は農作物被害の軽減であり、耕作地を含む周辺の環境管
27 理が重要な課題となる。農業被害を低減させるためには、農地周辺に点在し、イノシシにと
28 って恰好の隠れ場やエサ場となる耕作放棄地や農地に隣接する森林の適正管理が不可欠であ
29 る。前述した「農地周辺での捕獲圧の強化」により加害個体を捕獲したとしても、これらの
30 隠れ場やエサ場に新たな個体が侵入してしまえば農業被害は一向に改善されない。

31 現在のところ本県では鳥獣被害軽減の視点に立った取組はまだまだ少ないが、今後、鳥獣
32 被害防止特措法等の活用を含め、これら耕作放棄地等の管理や利用方法について農地周辺の
33 環境整備を推進する。

34 そのほか、河川敷や河畔林、都市部に突き出た緑地帯等をイノシシが山地から農地や市街
35 地への移動ルートとして利用している場合、見通しの良い環境を作り出し、イノシシの侵入
36 を抑制するため、当該箇所の下草や灌木の下刈り・刈り払い等について関係機関に働きかけ
37 ることとする。

9 資源活用及び残さの適正処理

イノシシは、農業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、資源としては、その肉は西日本地方では「ボタン」、「山鯨」と呼ばれ人気を博している。

近年、有害鳥獣捕獲を含め捕獲頭数の増加が見込まれることや天然資源の有効活用の観点から、肉等の有効利用を図るため、適切で衛生的な処理や流通のための環境整備、消費方法等について検討を行ってきた。

しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、野生イノシシ肉から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成24年6月25日付で、国からイノシシ肉についてツキノワグマ肉とともに県内全域を対象に出荷制限が指示され、現在も継続している。現在、全県的にイノシシ肉の検査を実施しており、基準値を超える数値が測定される間は流通させられない状況であるが、全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限を一部解除することも可能であることから、市町村等から一部解除に向けた要望があった際は、適宜必要な支援を行っていくこととする。

捕獲したイノシシの残さについては、林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。ただし、後述する豚熱の感染確認地点から半径10km圏内（以下「感染確認区域」という。）で捕獲したイノシシについては現地での埋設処理を原則とする。現地での処理が困難な場合はビニール袋等で個体を密閉し、その表面を消毒した上で搬出する。また、肉や血液から豚熱ウイルスが拡散する恐れがある事から、自家消費も含めて食肉としての利用は極力控えるよう努めることとする（ただし、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和3年4月農林水産省農村振興局・消費・安全局）に従って取り扱う場合は除く）。

なお、県南地域では放射性物質の影響により捕獲個体の処理に苦慮している状況にあり、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や県猟友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び残さの解体施設や焼却処理施設等の設置について、検討するものとする。

10 その他管理のために必要な事項

(1) 感染症対策の実施

イ 豚熱への対応

平成30年9月に国内で26年ぶりに発生が確認された豚熱は、県内においても令和3年6月には野生イノシシで、令和3年12月には養豚場での感染が確認された。

イノシシの捕獲行為には、捕獲個体への接触を通じて豚熱ウイルスの拡散リスクが伴うことから、感染確認区域で許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業によるイノシシの捕獲を行う際には、県農政部家畜防疫対策室が作成している「【宮城版】豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を参考の上、各地域の実情に応じつつ、必要な防疫措置を実施することとする。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/8073/872897.pdf>

また、狩猟によるイノシシの捕獲を行う際にも、狩猟登録者への同手引きの配布等

1 を通じて防疫措置の実施を呼びかけると共に、農林業や観光目的で森林に入る人に対
2 しても、リーフレット等により、靴、衣服、道具、車両等の洗浄・消毒の実施につい
3 て周知を図る。

4 5 ロ 人獣共通感染症への対応

6 イノシシが関係する感染症のうち、捕獲作業等によるイノシシとの接触で注意すべ
7 き感染症として、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒介感染症、解体
8 作業をした手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブ
9 タ回虫、トキソプラズマ症、トリヒナ（旋毛虫）、E型肝炎等がある。

10 イノシシの捕獲を行う際は感染源と接触する可能性が高いため、感染リスクを避け
11 るため、捕獲時はダニに噛まれないよう肌の露出の少ない格好をする等の対策を呼び
12 かける。

13 また、食肉として利用する際は、解体時に素手で触れることを避ける、手や器具を
14 よく洗浄する、食べる際には十分に加熱するだけでなく調理器具や食器も清潔に保つ
15 こと等といった基本的な対処方法の周知を図る。

16 17 (2) 広域連携

18 本県を含む東北地方は積雪が多くイノシシの生息に適さない地域とされてきたが、本
19 県でも生息域が北上する形で拡大を続けていることから、情報交換など隣県との連携を
20 促進し、更なる生息域の拡大阻止を図る。

21 22 (3) 調査研究

23 イノシシは、今のところ生息動向の把握が困難であり、生態学的な知見も少ないなど、
24 本県の特定鳥獣管理計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため特定鳥獣
25 管理計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。

26 捕獲頭数、被害発生状況等について、モニタリング調査を実施し、データの蓄積を行
27 うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて計画の修正を行う。

28 イ 狩猟による捕獲頭数等の把握

29 狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施する。

30 狩猟登録者を対象として「イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダー（銃猟及びわな猟
31 の2種類）」を配布し、メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報等を収集し、地域
32 別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。

33 34 ロ 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握

35 有害鳥獣捕獲及び個体数調整による捕獲情報を把握するため、協力が得られた市町
36 村等を対象に、「イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダー（銃猟及びわな猟の2種類）」
37 により、メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報等を収集し、目撃効率や捕獲効
38 率の変化を把握する。

1 ハ 農作物被害状況の把握

2 計画目標の評価の指標となる農作物の被害状況については、市町村、農協等の協力
3 を得て、被害農作物、被害面積、被害量及び被害金額について、複数の方法を組み合
4 わせて把握に努める。

5
6 ニ 生息状況

7 国の指定管理鳥獣捕獲等事業等を活用してイノシシ痕跡調査や生息数推定等を継続
8 的にを行い、イノシシの生息状況の把握に努める。

9
10 (4) 計画の検証

11 イノシシの管理を適切に行うため、前述の調査研究内容や県及び市町村が実施する管
12 理事業等について、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び同イノシシ部会
13 において検討・評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行う。

14
15 (5) 計画の推進体制

16 本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、県及び市町村の行政機関、狩猟団
17 体、農林業団体等幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。そのため、関係機関が相
18 互に連携・協力できる体制の整備を図り、地域の主体的な取組みを推進する体制を整備
19 する。また、県及び各市町村が行う被害防除対策や研修会について、市町村間で情報の
20 共有化を図るとともに、効果的な取組については、その普及や施策への反映を行う。

21

県の役割（環境生活部局）	県の役割（農林水産部局）	市町村の役割
◎鳥獣保護管理事業計画，特 定鳥獣保護又は管理計画の 策定，進行管理・評価 ◎特定鳥獣保護又は管理計 画に基づく実施計画（県分） の策定 ◎捕獲数の取りまとめ，各種 モニタリング調査等の実施 による個体数管理 ◎狩猟者の育成・確保 ◎猟友会による有害捕獲隊 編成に対する指導・支援 ◎市町村の実実施計画策定支 援・取りまとめ ◎個体数調整の実施 ◎個体数調整の許可	◎市町村における被害防止 計画策定への支援 ◎被害防止対策に関する市 町村及び農林業者への技術 的支援及び国庫補助事業を 活用した財政的支援 ◎地域ぐるみの被害防止体 制づくりと地域の実情に応 じた適切な被害防止対策へ の支援 ◎集落レベルでの農林業被 害の情報収集・提供 ◎新たな被害防止技術の研 究・開発，情報収集・提供 など	◎特定鳥獣保護又は管理計 画に基づく実施計画（市町村 分）の策定 ◎特措法に基づく被害防止 計画の策定・推進 ◎鳥獣被害防止に係る協議 会の育成 ◎地域が実施する被害防止 対策に関する財政的支援 ◎農林業者に対する鳥獣被 害対策の普及・啓発，技術支 援 ◎地域住民に対する鳥獣被 害に係る情報提供 ◎有害捕獲隊等による有害 捕獲・個体数調整の実施

<p>◎指定管理鳥獣捕獲等事業 の実施 など</p>		<p>◎有害捕獲の許可 ◎個体数調整の許可 (移譲さ れている場合) ◎農作物に関する被害情報 の収集, 分析 など</p>
--------------------------------	--	--

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34

1 参考 特定計画変更等の記録

- H20. 10 県内全域を対象に宮城県イノシシ保護管理計画（以下、「第一期計画」という。）策定
計画対象区域を次の11市町とし、他市町村を警戒区域とした。
仙台市・白石市・角田市・蔵王町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町
狩猟期間延長（通常2月15日までのものを3月15日まで、ただし2月16日以降は「わな猟」及び「当該わなにかかったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限定）
- H21～ 市町村による個体数調整開始
- H23 ～ 県による個体数調整開始
- H24. 3 第一期計画改定
東日本大震災の影響により計画期間を1年延長
- H25. 3 第二期宮城県イノシシ保護管理計画策定
重点区域と警戒区域に区分した。
重点区域（20市町村）
イノシシの生息や被害が確認されており、被害防除対策を重点的に実施すべき地域
仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、大和町、大衡村、色麻町、加美町
警戒区域（15市町）
イノシシの生息や被害が殆ど確認されていないが、生息域拡大を防止する必要があることから、目撃情報やイノシシの痕跡などの情報を収集するとともに、生息が確認された場合には速やかに対策を実施すべき区域。
石巻市、気仙沼市、塩竈市、多賀城市、登米市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町、富谷町、大郷町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
狩猟期間延長（通常2月15日までのものを3月31日まで、ただし延長された期間の内3月1日から3月31日までの猟法は、事故防止のため「わな猟」及び「当該わなにかかったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限定）
- H27. 4 第二期宮城県イノシシ保護管理計画から第二期宮城県イノシシ管理計画へ改定
捕獲目標 年間5,600頭に設定
法に基づき、イノシシを第二種特定鳥獣に位置付け、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し適正管理を推進

H29. 3 第三期宮城県イノシシ管理計画策定
富谷市を警戒区域から重点区域に移行した。

R4. 3 第四期宮城県イノシシ管理計画策定
重点区域と警戒区域の市町村を見直し

重点区域（28市町村）

仙台市，石巻市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，富谷市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町，松島町，利府町，大和町，大郷町，大衡村，色麻町，加美町及び南三陸町

警戒区域（7市町）

塩竈市，多賀城市，東松島市，七ヶ浜町，涌谷町，美里町及び女川町
狩猟期間延長（通常11月15日から2月15日までのものを，11月1日から3月31日まで）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

1 【参考文献等】

2

- 3 ○ 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定版

4

環境省

5

- 6 ○ 全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について（令和2年
7 度）

8

環境省

9

- 10 ○ 野生鳥獣被害防止マニュアルー総合対策編ー

11

農林水産省

12

- 13 ○ 【改訂版】野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル（実践編）ー平成26年3
14 月版

15

農林水産省

16

- 17 ○ 2010年世界農林業センサス報告書

18

農林水産省

19

- 20 ○ 2015年年農林業センサス報告書

21

農林水産省

22

- 23 ○ みやぎの森林・林業のすがた 令和2年度版

24

宮城県水産林政部

25

- 26 ○ クマ類の放獣に関するガイドライン

27

日本哺乳類学会

28

- 29 ○ 求心力となる「縄文柴犬」論

30

阿部伸樹（宮城県）

31

- 32 ○ 平成4年度太白区内市民センター合同事業 ふるさと太白再発見 太白区の歴史 講座記
33 録

34 パート2 第1回 「伊達政宗の施策」 講師：仙台郷土研究会 逸見秀雄

35 パート2 第3回 「発掘で明らかになった鹿除土手」 講師：仙台市文化財課 小川淳

36 ー

37

- 38 ○ 平成23年度宮城県大型獣類遺伝子解析調査

39

山形大学理学部生物学科 玉手英利

1 ○ 令和2年度宮城県ニホンジカ・イノシシ生息状況等調査業務報告書

2

宮城県環境生活部自然保護課

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

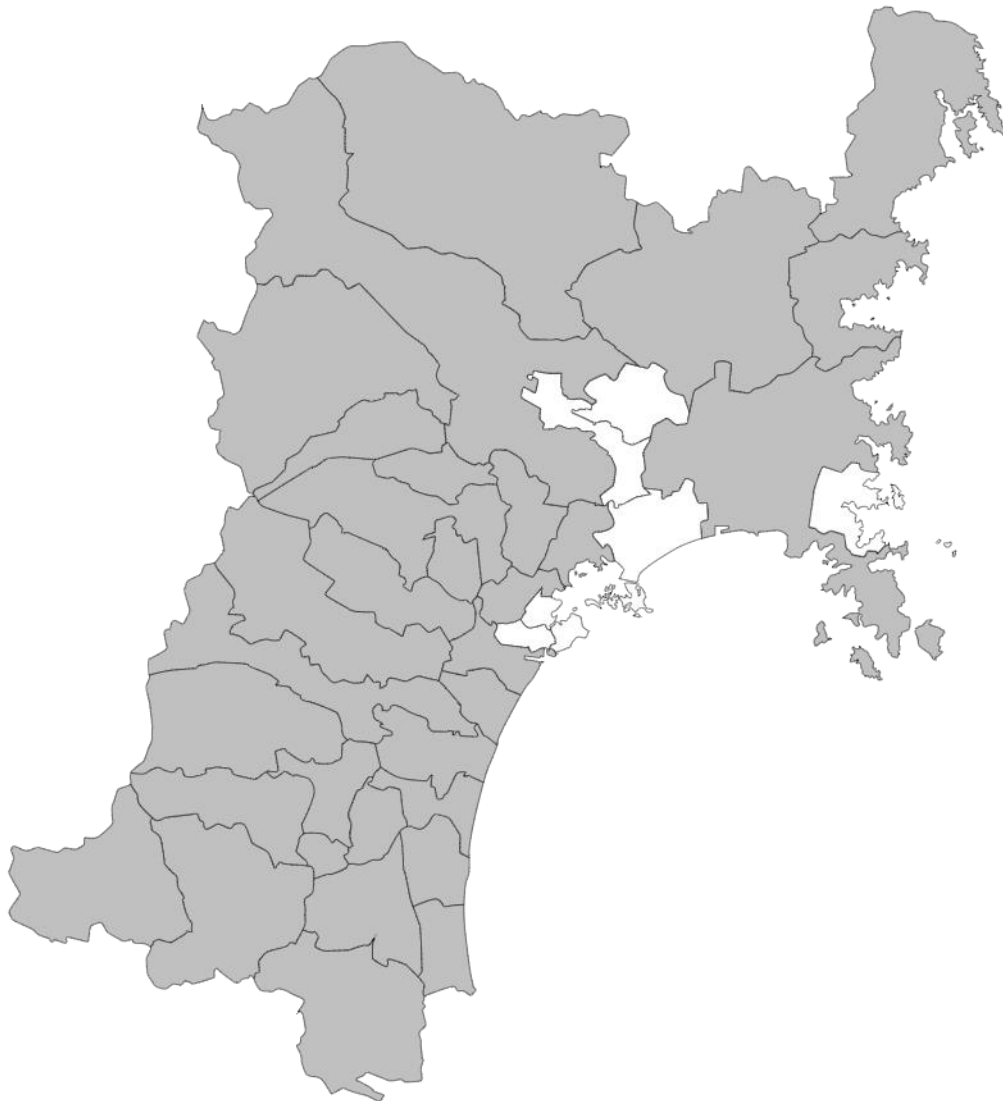
37

38

39

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38

資料編



図－1 重点区域市町村

表－1 東北地方各県庁所在地の平年値（1991～2020年）

区分	年間降水量 (mm)	平均気温 (°C)	降雪深さ合計 (cm)	雪日数
青森市	1,350.7	10.7	567	119.5
盛岡市	1,279.9	10.6	209	111.0
仙台市	1,276.7	12.8	59	65.6
秋田市	1,741.6	12.1	273	108.9
山形市	1,206.7	12.1	285	105.7
福島市	1,207.0	13.4	122	87.0

6 気象統計情報：気象庁より

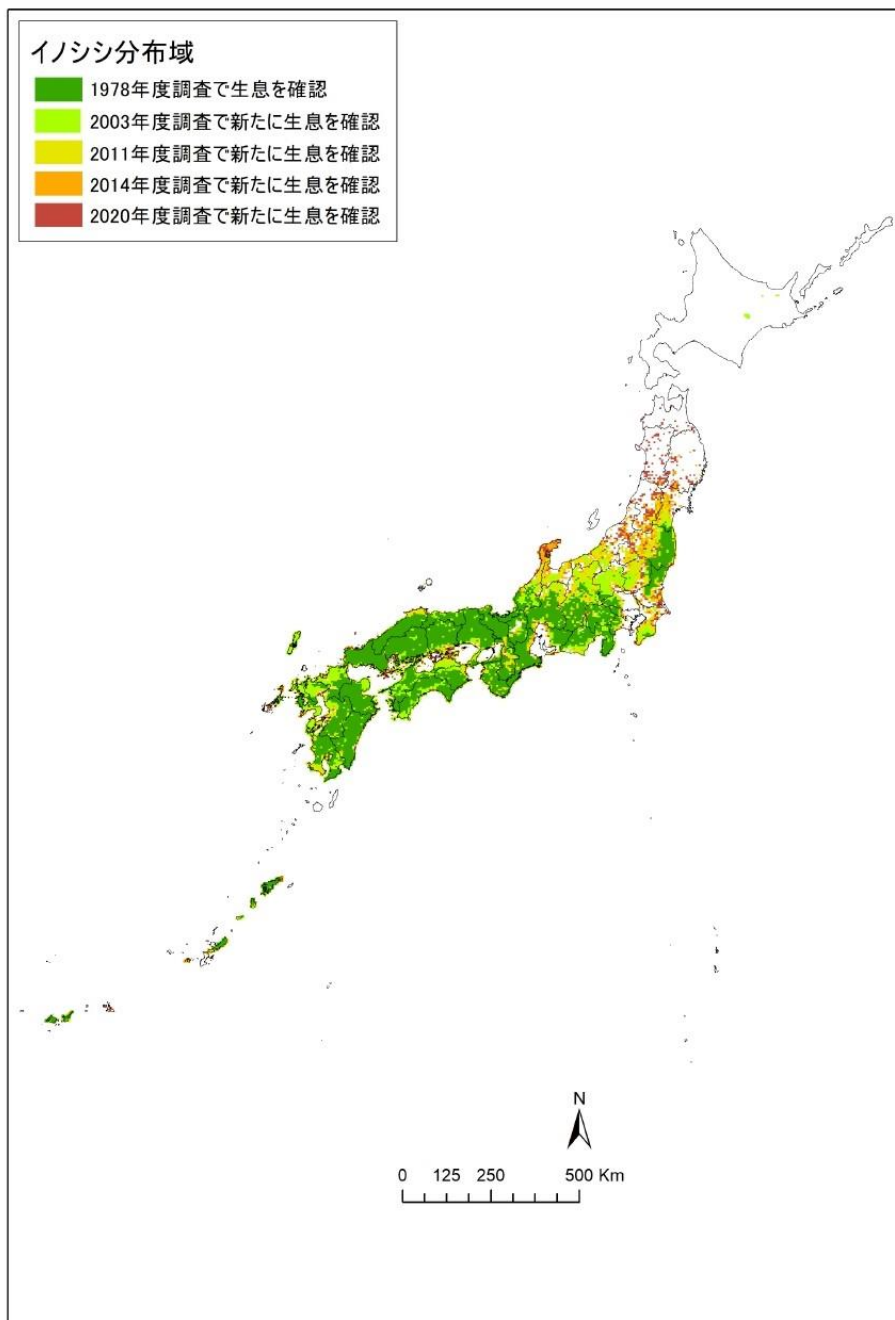
1

表－2 宮城県の耕作放棄地面積

区 分	耕作放棄地面積 (ha)
2010 年	9,720
2015 年	11,692
増減	1,972

2

2010年世界農林業センサス，2015年農林業センサスより



3

図－2 全国のイノシシの生息分布調査の結果について（令和2年度）
（令和3年3月2日環境省報道発表資料より抜粋）

4

5

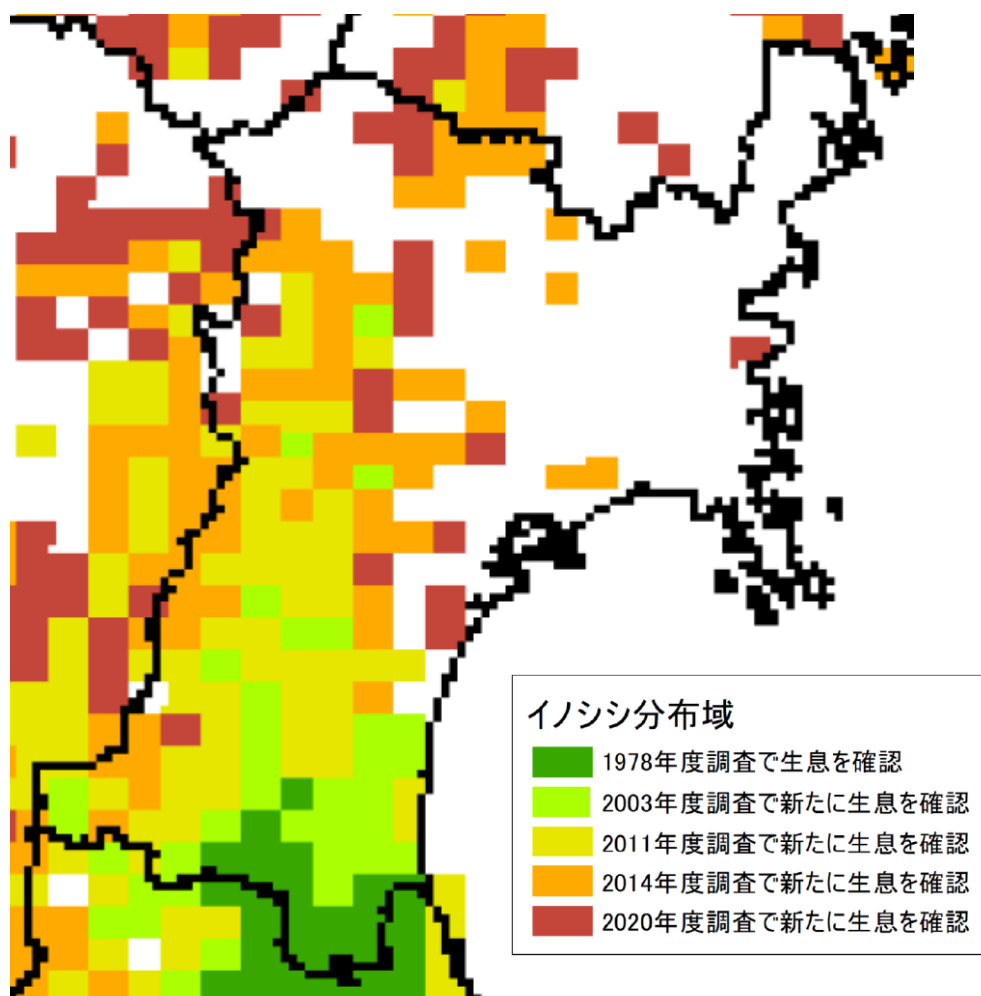


図-3 県内のイノシシの生息分布調査の結果について（令和2年度）
（令和3年3月2日環境省報道発表資料より抜粋）



図-4 平成3年度農業被害報告市町村



図-5 平成13年度農業被害報告市町村

1
2
3
4

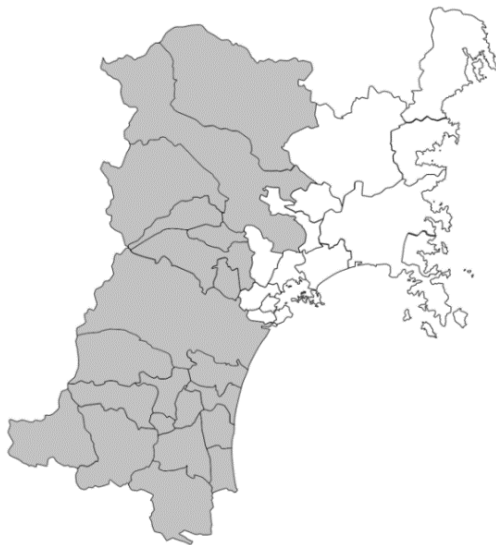
5
6



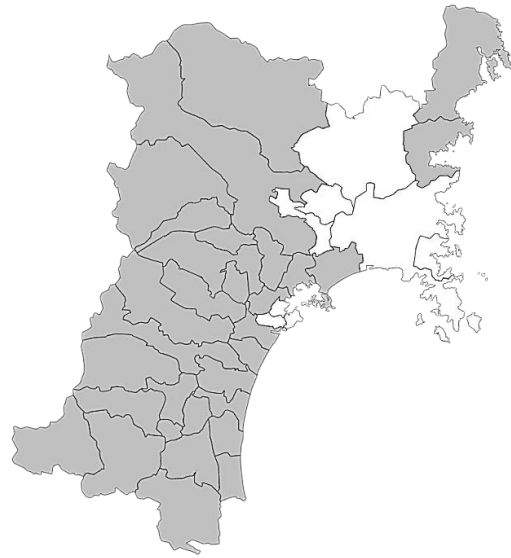
図一6 平成20年度農業被害報告市町村



図一7 平成23年度農業被害報告市町村



図一8 平成27年度農業被害報告市町村



図一9 令和2年度農業被害報告市町村

1
2
3
4

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

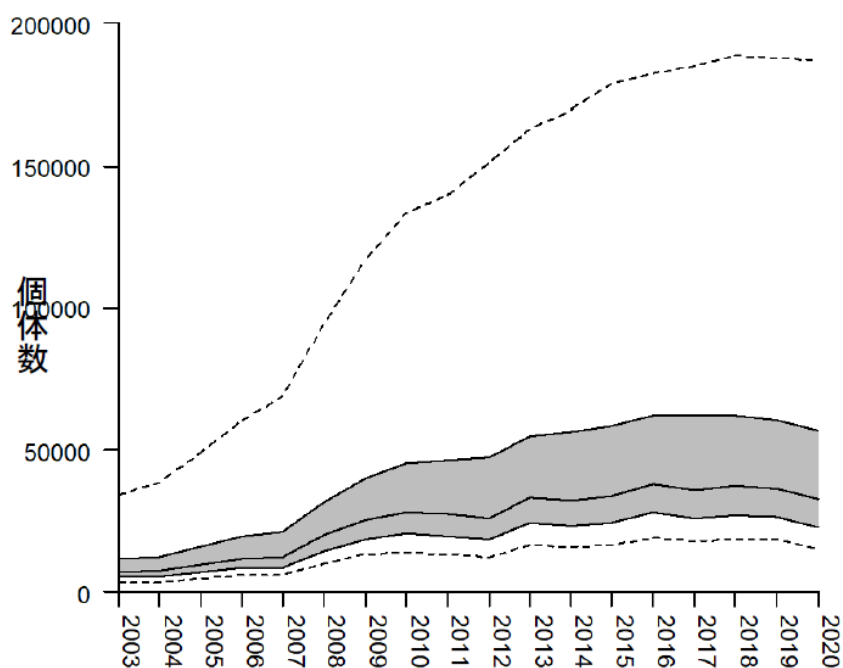
1

表－3 県内のイノシシ推定生息数

年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点
2003	3,568	5,306	7,163	11,557	34,451
2004	3,546	5,317	7,369	12,507	38,362
2005	4,762	6,956	9,547	15,946	49,019
2006	5,727	8,402	11,776	19,493	60,340
2007	5,722	8,584	12,154	21,276	68,797
2008	9,906	14,577	19,963	31,844	94,791
2009	13,088	18,811	25,562	39,970	117,490
2010	13,833	20,601	27,945	45,543	133,530
2011	13,507	19,626	27,436	46,256	139,635
2012	12,448	18,342	26,028	47,515	151,634
2013	16,602	24,095	33,009	54,923	162,996
2014	15,830	23,350	32,372	56,206	169,528
2015	16,608	24,227	33,945	58,530	178,583
2016	19,141	27,976	38,087	61,985	182,359
2017	17,976	26,029	36,034	62,079	185,025
2018	18,547	27,085	37,339	62,153	188,559
2019	18,361	26,419	36,597	60,672	187,886
2020	14,789	22,672	32,485	57,040	187,129

2

3



4

5

図－10 県内のイノシシ推定生息数

1
2

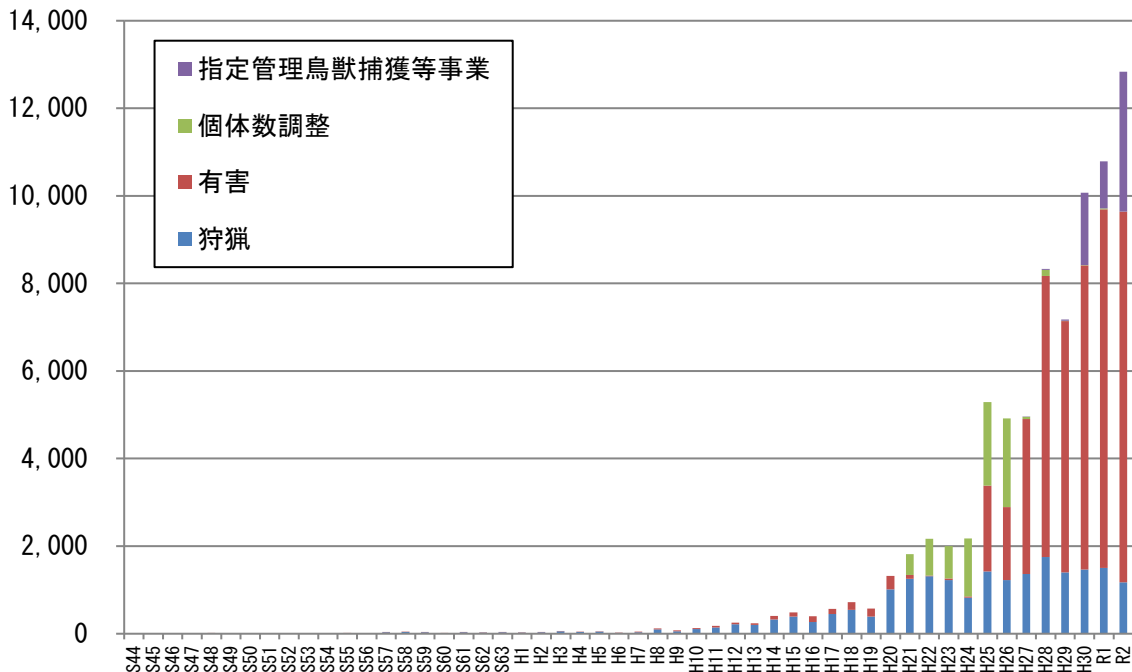
表－４ 県内のイノシシ捕獲数（昭和４４年度以降）

（単位：頭）

年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58
個体数調整															
有害	1	0	0	0	7	4	0	6	0	0	0	1	5	3	4
狩猟	0	0	0	0	8	3	2	7	9	3	8	15	6	34	38
合計	1	0	0	0	15	7	2	13	9	3	8	16	11	37	42
年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
個体数調整															
有害	1	1	3	4	2	9	7	5	4	4	8	9	27	20	17
狩猟	37	13	37	24	36	24	31	54	38	48	20	36	97	57	108
合計	38	14	40	28	38	33	38	59	42	52	28	45	124	77	125
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
個体数調整											474	838	741	1,329	1,910
有害	32	38	35	83	100	130	119	176	185	303	90	19	32	30	1,958
狩猟	146	218	205	327	390	266	451	542	389	1,014	1,252	1,312	1,227	820	1,425
合計	178	256	240	410	490	396	570	718	574	1,317	1,816	2,169	2,000	2,179	5,293
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2								
個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0								
有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468								
狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175								
指定管理鳥獣捕獲等事業	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194								
合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837								

3
4
5

（頭）



6
7
8
9

図－１１ 県内のイノシシ捕獲数（昭和４４年度以降）

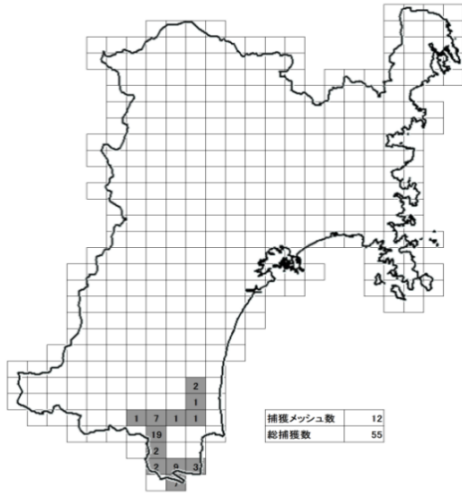


図-12 平成3年度狩猟捕獲メッシュ

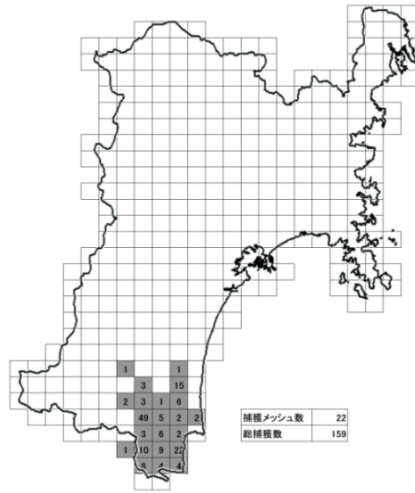


図-13 平成11年度狩猟捕獲メッシュ

1
2
3

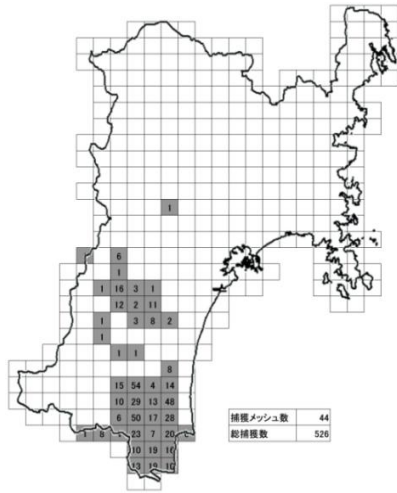


図-14 平成18年度狩猟捕獲メッシュ

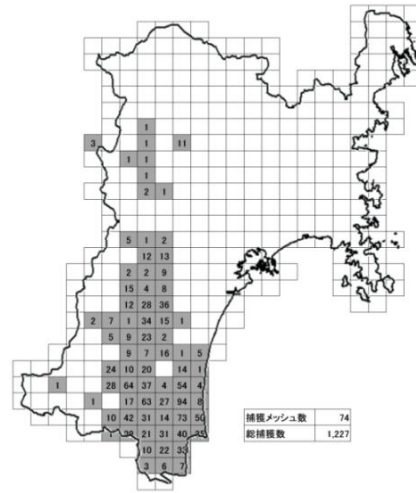


図-15 平成23年度狩猟捕獲メッシュ

4
5

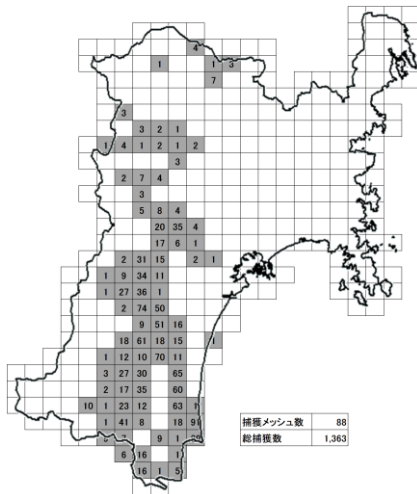


図-16 平成27年度狩猟捕獲メッシュ

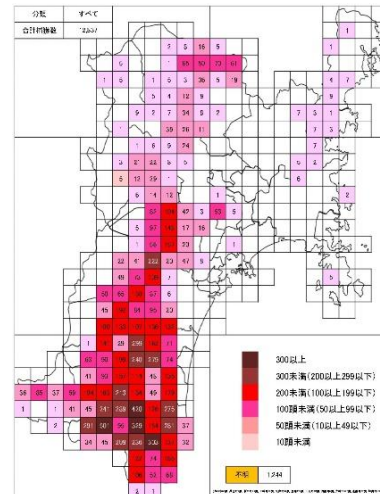


図-17 令和2年度捕獲メッシュ
(有害、指定管理鳥獣捕獲等事業も含む)

6
7
8

1

表－５ 市町村別イノシシ捕獲数の推移

2

(有害鳥獣捕獲、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業)

(単位：頭)

市町村	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
白石市	26	92	123	110	85	589	834	709	1,595	1,318	1,775	1,814	2,149
角田市	119	166	248	218	323	896	821	658	1,277	1,238	1,424	1,316	1,457
蔵王町	3	6	18	38	29	85	155	185	356	239	413	448	561
七ヶ宿町				5	8	20	34	37	65	90	84	200	253
大河原町	1		10	5	11	61	60	50	80	116	147	117	128
村田町	5	6	13	19	30	57	100	141	195	192	397	535	637
柴田町	6		2	1	3	77	52	41	91	49	142	124	224
川崎町	4	9	50	37	96	243	233	165	209	218	383	439	684
丸森町	96	234	252	201	577	1,236	980	1,119	1,649	1,281	1,781	1,776	1,894
大河原管内計	260	513	716	634	1,162	3,264	3,269	3,105	5,517	4,741	6,546	6,769	7,987
仙台市	12	25	87	101	96	362	179	252	417	323	716	809	972
塩竈市													
名取市						15	29	52	96	82	99	122	176
多賀城市									1				
岩沼市					2	25	31	25	77	92	152	118	161
富谷市									4	5	39	52	56
巨理町	11	13	40	14	58	91	80	39	72	116	125	104	147
山元町	20	13	14	20	37	63	53	34	164	41	48	79	65
松島町													1
七ヶ浜町													
利府町											10	6	6
大和町					3	22	25	50	96	159	219	374	441
大郷町													6
大衡村							3	5	23	22	30	86	103
仙台管内	43	51	141	135	196	578	400	457	950	840	1,438	1,750	2,134
大崎市					1	4	2		1	59	184	305	749
色麻町							2	2		5	13	12	32
加美町				4		20	22	32	45	49	210	240	323
涌谷町													
美里町													
北部管内				4	1	24	26	34	46	113	407	557	1,104
栗原市						2	3	5	67	82	212	204	378
栗原管内						2	3	5	67	82	212	204	378
登米市											2	1	18
登米管内											2	1	18
石巻市											1	1	6
東松島市													
女川町													
東部管内											1	1	6
気仙沼市											3	3	22
南三陸町												4	13
気仙沼管内											3	7	35
合計	303	564	857	773	1,359	3,868	3,698	3,601	6,580	5,776	8,609	9,289	11,662

狩猟実績	1,014	1,252	1,312	1,227	820	1,425	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175
------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

3

合計	1,317	1,816	2,169	2,000	2,179	5,293	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

4

5

6

7

8

9

10

11

1

表－6 猟法別捕獲数（令和2年度）

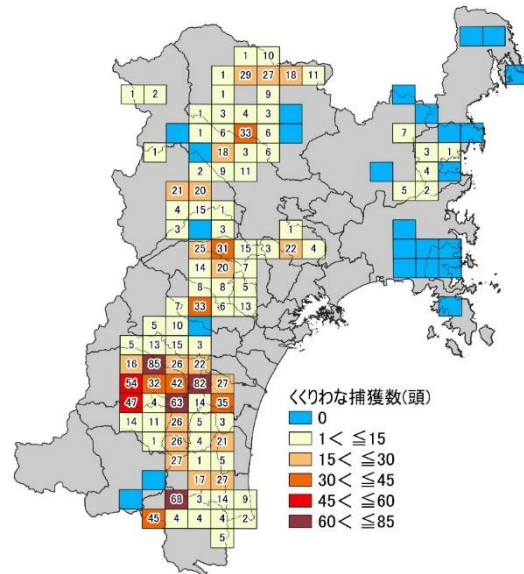
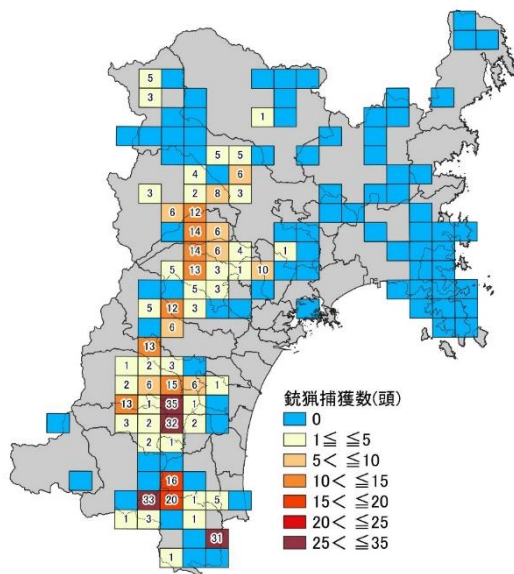
種別	捕獲方法	捕獲数			
		オス	メス	不明	合計
狩猟	銃器	123	94	0	217
	くくりわな	276	257	0	533
	箱わな	152	158	0	310
指定管理鳥獣 捕獲等事業	銃器	124	86	0	210
	くくりわな	484	468	0	952
	箱わな	1,067	965	0	2,032

再掲

銃器	247	180	0	427
くくりわな	760	725	0	1,485
箱わな	1,219	1,123	0	2,342

2 ※ 狩猟については、令和2年度捕獲実績1,175頭のうち猟法が確認できなかった115
3 頭は除外

4



5

図－18 銃猟捕獲数
(上記427頭の内訳)

図－19 くくりわな捕獲数
(上記1,485頭の内訳)

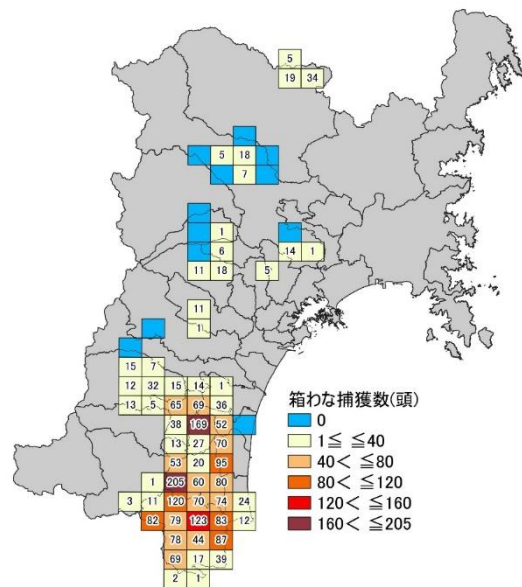
7

8

9

10

11



1
2 図-20 箱わな捕獲数
3 (上記2, 342頭の内訳)

4
5
6
7 表-7 県内のイノシシ被害金額（平成3年度以降）

(単位：%, 万円)

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
イノシシ被害額の割合	21.4	14.1	14.8	11.5	12.9	32.3	66.9	47.6	72.0	40.0
イノシシ農業被害額	480	450	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267
イノシシを除く獣類の被害額	1,760	2,733	2,589	1,624	1,798	3,858	1,274	1,403	1,599	1,903
合計	2,240	3,183	2,979	1,834	2,064	5,695	3,853	2,510	5,718	3,170
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
イノシシ被害額の割合	15.2	36.0	34.7	42.5	54.4	33.5	30.9	52.2	40.5	62.7
イノシシ農業被害額	511	1,713	2,119	1,988	1,837	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318
イノシシを除く獣類の被害額	2,857	3,051	3,989	2,692	1,540	4,882	6,483	3,602	4,182	1,973
合計	3,369	4,763	6,109	4,680	3,377	7,346	9,379	7,532	7,029	5,291
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ被害額の割合	50.5	43.6	57.5	63.8	63.4	66.0	71.5	68.7	59.7	65.1
イノシシ農業被害額	2,673	3,876	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492
イノシシを除く獣類の被害額	2,621	5,016	5,696	6,783	4,279	4,723	4,331	3,789	5,435	5,637
合計	5,294	8,892	13,404	18,746	11,707	13,880	15,206	12,117	13,473	16,129

9

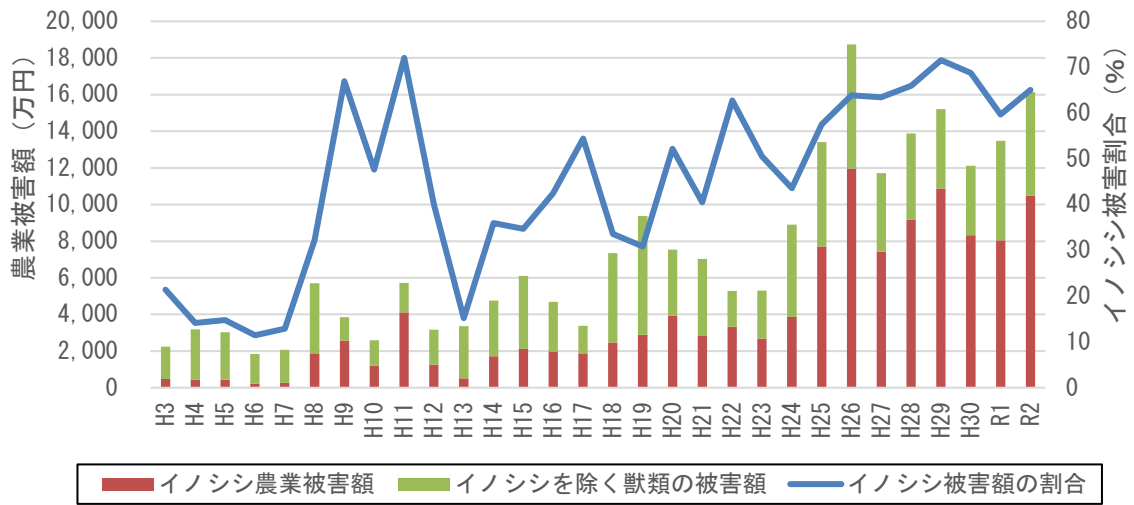


図-2 1 県内のIнуシ被害金額（平成3年度以降）

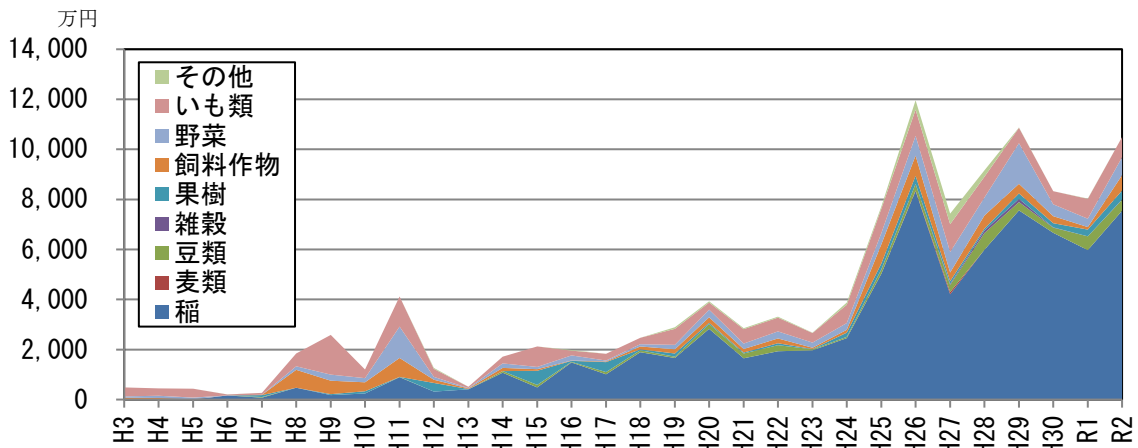


図-2 2 Iнуシの作物別被害金額（平成3年度以降）

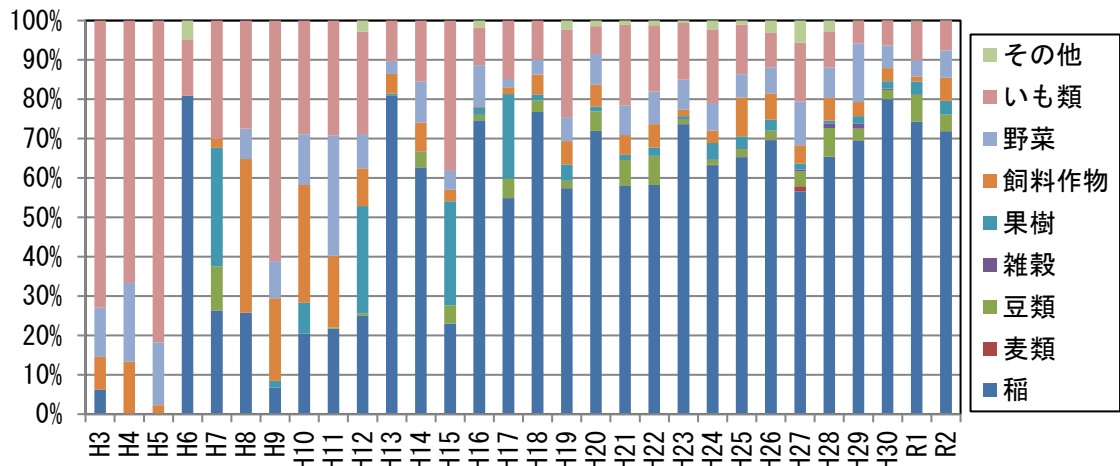
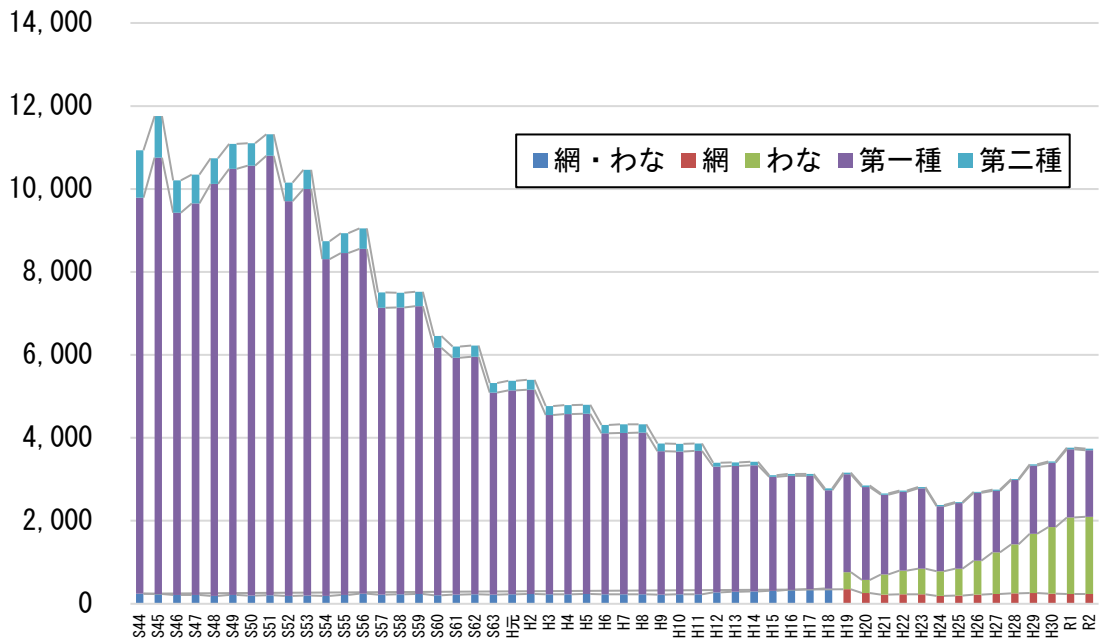


図-2 3 Iнуシの作物別被害割合（平成3年度以降）

表－８ 県内における狩猟免許所持者数

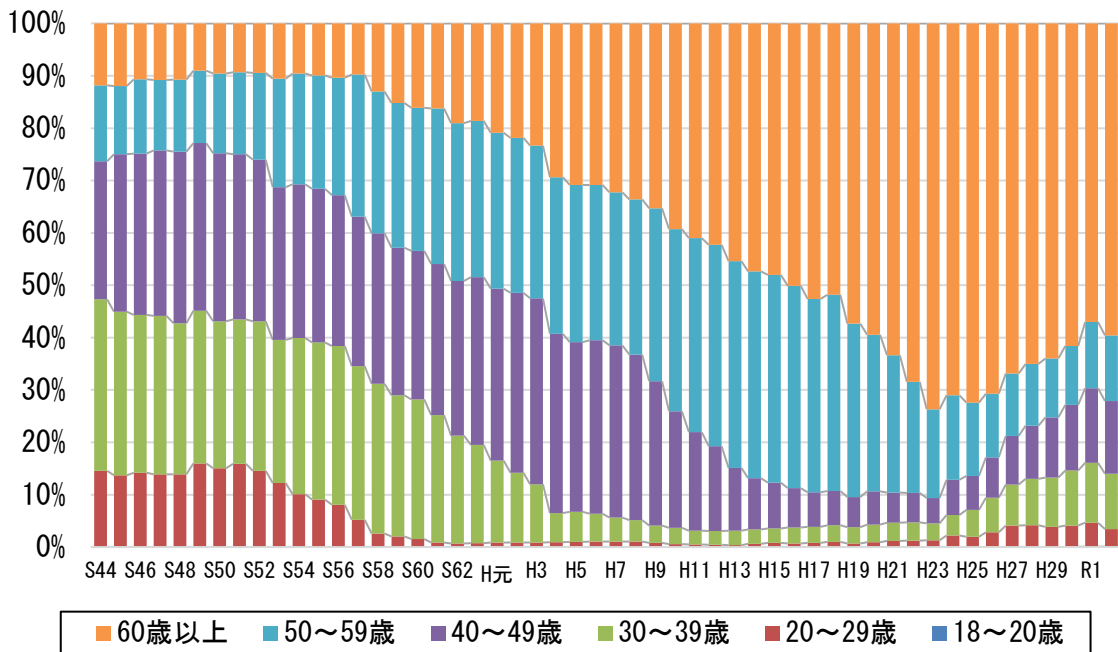
年度	種別内訳（件）				
	網・わな	網	わな	第一種	第二種
S44	241			9,551	1,143
S45	237			10,518	1,000
S46	215			9,211	779
S47	210			9,439	693
S48	190			9,929	623
S49	210			10,275	601
S50	197			10,362	541
S51	205			10,593	516
S52	192			9,516	446
S53	198			9,797	467
S54	193			8,111	438
S55	215			8,239	480
S56	243			8,308	500
S57	221			6,917	370
S58	227			6,916	355
S59	235			6,936	347
S60	208			5,960	290
S61	222			5,711	267
S62	226			5,726	270
S63	218			4,875	230
H元	225			4,918	234
H2	234			4,929	232
H3	228			4,321	216
H4	229			4,342	215
H5	238			4,339	221
H6	228			3,885	201
H7	229			3,890	204
H8	231			3,894	199
H9	221			3,458	181
H10	226			3,444	186
H11	232			3,455	176
H12	277			3,034	92
H13	287			3,034	88
H14	299			3,043	82
H15	311			2,747	42
H16	340			2,740	47
H17	353			2,728	49
H18	370			2,365	45
H19		350	410	2,362	41
H20		260	313	2,242	37
H21		222	487	1,919	31
H22		226	577	1,898	30
H23		231	613	1,940	33
H24		191	592	1,568	28
H25		197	651	1,578	25
H26		224	817	1,630	28
H27		235	1,004	1,485	31
H28		250	1,185	1,547	28
H29		261	1,423	1,643	32
H30		243	1,603	1,554	28
R1		237	1,846	1,641	37
R2		236	1,862	1,606	35

※平成19年度より網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分かれた。



1
2
3
4

図－ 2 4 県内における狩猟免許所持者数の推移



5
6
7
8
9

図－ 2 5 県内における狩猟免許所持者数の年代構成

1
2

表－9 狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績

(単位：頭, %)

年度	狩猟捕獲数			延長期間捕獲数の割合 (D) = (C) / (A)
	(A)	通常期間捕獲数 (B)	延長期間捕獲数 (C)	
平成21年度	1,252	1,143	109	8.7%
平成22年度	1,312	1,178	134	10.2%
平成23年度	1,227	1,109	118	9.6%
平成24年度	820	686	134	16.3%
平成25年度	1,425	1,198	227	15.9%
平成26年度	1,222	874	348	28.5%
平成27年度	1,363	1,044	319	23.4%
平成28年度	1,750	1,354	396	22.6%
平成29年度	1,403	1,106	297	21.2%
平成30年度	1,465	1,196	269	18.4%
令和元年度	1,502	1,241	261	17.4%
令和2年度	1,175	932	243	20.7%

3
4
5

表－10 狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域指定計画

年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	指定期間
令和4年度	岩出山	大崎市	新規指定	592	令和4年11月1日から 令和9年10月31日まで (5年間)
令和6年度	蕃山権現森	仙台市	期間更新	382	令和6年11月1日から 令和11年10月31日まで (5年間)
	奥武士			650	
	大倉ダム			1,500	
合計	4カ所			3,124	

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

1

表-11 カモシカを錯誤捕獲した際の許可手続

措置内容		法令の規定	文化財保護法第125条第1項及び同法施行令第5条第4項第一号リによる規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条による規定
放獣が可能	そのまま放獣，または保定用補助具等を用いての放獣	そのまま放獣，または保定用補助具等を用いての放獣 麻酔薬等を用いて不動化して捕獲した後に放獣	許可不要 ただし，当該措置をとった後に市町村教育委員会への情報提供を行う。	許可不要
	県（地方振興事務所，または地方振興事務所地域事務所）による許可が必要			
放獣が困難	人の生命若しくは身体に対する危害の危険性があるため，当該状況に応じて行う必要な捕獲（捕殺を含む。）※1	市，または県（町村の場合）による許可が必要※2	県（地方振興事務所，または地方振興事務所地域事務所）による許可が必要	

2

3

※1 宮城県においては，市町村教育委員会文化財担当者及び県地方振興事務所（地域事務所）鳥獣保護管理担当者の立ち会いのもと判断を行うことが望ましい。

4

5

※2 文化財保護法第184条により，認定市町村である町村教育委員会は許可可能な事務であるが，令和2年度現在，県内に該当町村はない。

6